東 日 本大震災に伴う海 区 |漁業| 調 整委員会及び 農業委員 会の 委員 \mathcal{O} 選 挙 \mathcal{O} 臨 時 特 例 に関 する法

海 区 漁 業 調 整 委員 会 \mathcal{O} 委 員 \mathcal{O} 選 挙 \mathcal{O} 特 例

第 一 条 指 定県 (その 県 \bigcirc 海 区 |漁業調 整委員会 の選挙による委員の任期満了による選挙を行うべき時 期前 に

お 1 て は 東 日 本大震災 (平成二十三年三月十一 日に発生した東北 地方太平洋沖地震及びこれに伴う原 子力

発電 所 \mathcal{O} 事 故 による災害をいう。 第三条第一 項に お いて同じ。 の影響 \mathcal{O} ため選挙 を適 正 に行うことが 困

難と 認認 8 5 れ る県として農林 水 産 大臣 が 指 定 する県を 1 、 う。 以下同 υ° \mathcal{O} 海 区 漁 業 河調 整 委員 会 \mathcal{O} 選 挙 に

よる委員に つ 1 て、 漁 業 法 (昭 和 <u>-</u> 十 匹 年 法律 第二百六十七 号) 第九十三条第二 項 本 文 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 選 举

(以下この項に におい 7 補 「欠選挙」という。) を行うべき事由がこの法律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 から 指定 県 0 海 区 漁

業調 整委員会の選挙による委員の任期満了 による選挙の期日 「 の 前 日までに生じたときは、 当該 補 欠選 は

、同条第二項本文の規定にかかわらず、行わない。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ 6る指: 定をしたときは 農 林 水 産 大臣 は、 直 ち にその旨を告示 L な げ れ ば なら ない。

3 第 項 \mathcal{O} 規 定 に よる指定に当たっては、 農林 水 ↑産大臣: は、 あらかじめ当該 県 0 選挙管理 理 委員 会の 意見を

聴かなければならない。

4 \mathcal{O} 海 前 項 区 (の規・ 漁 業 調 定により当該県 整 委員会に係る漁業法第八十六条第 \mathcal{O} 選挙管理委員会が農林水産 項 \mathcal{O} 大臣 市 町 ·村の に意見を述べ 選挙管理 委員 る場合には、 会 \mathcal{O} 意見, あら を 聴 < か Ė U め当該県 のとする。

(選挙人名簿の特例)

第二条 指定県においては、 漁業法第八十九条第一項の海区漁業調整委員会選挙人名簿 (次項にお ζ) て 選

挙人名簿」という。) 0) 調製、 申 請、 縦覧及び異 議 \mathcal{O} 申 出に対する決定に関する期日及び 期間 は、 同 条第

項 並 びに同る 法 第九 + 应 条 12 お 1 て読 み替えて準 用する公職 選挙法 昭昭 和 一十五 年 法 律 第 百 号) 第二十三

条第 項及び 第二十四 匹 [条第二 項 \mathcal{O} 規定に かかか わらず、 当該指定県の 選挙管理委員会が 定めて あら カン でじめ告

示する期日及び期間とする。

2 前 項の規定の適用を受けて調製される選挙人名簿についての漁業法第八十九条第五項及び第六項の規定

 \mathcal{O} 適 用 につい て は、 同 条第五 項中 「十二月五 日 とあるのは 「海区漁業 調 整委員会 会の選挙による委員 の任

期 満 了 12 ょ る 選 挙 \mathcal{O} 期 日 (次 項 に お V > て 任 期 満 了 選挙期 日 という。) 0) 告 示 \mathcal{O} 日 前 五. 日 に当たる 日

と 同 条第 六 項 中 次 年 の十二月四日」 とあるの は 「任期満了選挙 期日以後最 初に 調製され ~る選挙-人名簿

の確定の期日の前日」とする。

(農業委員会の委員の選挙の特例)

第三条 指 定 市 町 村 (そ \mathcal{O} 市 町 村 の農業委員会の選挙による委員 の任期満了による選挙を行うべき時 期 にお

いて は 東日・ 本大震災 の影響の ため選挙を適 正に行うことが 困 難と認められる市町村として農林 水産大臣 が

指定する市 町村をいう。 以下同じ。) の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙 \dot{O} 期 日 は、 農

業委員 、会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) 第十一条において準用す うる公職 選挙 法 第三十三

条第 項 \mathcal{O} 規 定 に か か わ らず、 平 成二十四 年 七月三十一日 ま での 間 で農 成林水産-大臣 が 指 定 市 町 村ごとに指

定する日(以下「特例選挙期日」という。)とする。

2 指定· 市 町村 の農業委員会の 選挙による委員について、 農業委員会等に関する法律第十一 条に お いて読 み

替えて準用する公職選挙法第百十三条第一 項本文の規定による選挙 (以下この項に において 補 欠選挙」 لح

いう。) を行うべき事 由 「がこの 法 律 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 か 5 特 例 選 挙 期日 の前日までに生じたときは、 当該 補 欠選

挙 は、 同 条 第 項 本 文の 規 定 に カゝ カン わ らず、 行 わ な

3 第 項 \mathcal{O} 規 定による指定をしたときは、 農林 水 **産大臣** は、 直ちにその旨を告示 しなけ れば なら な

4 第 項 の規定による市町 村の指定に当たっては、 農林・ 水産大臣は、 あらかじめ当該市 町 村 \mathcal{O} 選挙管 理委

員会の意見を聴かなければならない。

(任期の特例)

第四条 この 法 律 :の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市 町村の農業委員

会の選挙による委員 の任期は、 農業委員会等に関する法律第十五条第一項本文の規定にかかわらず、 特例

選挙期日の前日までの期間とする。

(選挙人名簿の特例)

第五 条 指 定 市 町 村 の 選挙管理委員会であって、 農業委員会等に関する法律第十条第一項の規定により 同 項

 \mathcal{O} 農業委員会委員選挙人名簿(以下この条にお いて 「選挙人名簿」という。 を調製することが 困 難 と認

められるものとして農林水産大臣が指定する選挙管理委員会においては、 選挙人名簿の 調製、 申 清, 縦 覧

及び異議 の申出に対する決定に関する期日及び期間 は、 同項並びに同法第十一条において読み替えて準用

する公職選挙法第二十三条第 項及び第二十四条第二 項 の規定に か か わらず、 当該 選挙管理委員 会が :定め

てあらかじめ告示する期日及び期間とする。

2 前 項 \mathcal{O} 規定 の適用を受けて調製される選挙人名簿についての農業委員会等に関する法律第十条第五項及

び第六項の規定の適用については、 同条第五項中「三月三十一日」とあるのは 「東日本大震災に伴う海区

漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙 の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 号) 第

三条第一項に規定する特例選挙期日 (次項において「特例選挙期日」という。)の告示の日前五日に当た

る日」と、同条第六項中「次年の三月三十日」とあるのは「特例選挙期日以後最初に調製される選挙人名

簿の確定の期日の前日」とする。

3 第三条第三項及び第四項の規定は、 第一項の規定による選挙管理委員会の指定について準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。